

放置違反金公示納付命令書

- ## 1 納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

- ## 2 納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

- ### 3 納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 10 月 27 日

東京都公安委員会

[illegible][illegible]

30-100-260814-203981
30-103-260820-201374
30-104-260822-205521
30-106-260818-412423
30-106-260903-208175
30-111-260827-430529
30-113-260820-409816
30-221-260818-204797
30-325-260812-422072
30-331-260627-201748
30-331-260818-207227
30-332-260822-202509
30-435-260825-204254
30-436-260815-211022
30-550-260901-206427
30-553-260519-202327
30-559-260902-439036
30-771-260904-201361
30-775-260826-413203
30-883-260824-401102
30-887-260820-203620

30-100-260818-206154
30-103-260905-203514
30-106-260724-211601
30-106-260819-215924
30-106-260904-209899
30-112-260817-410008
30-217-260818-205022
30-222-260804-201667
30-327-260821-201431
30-331-260816-451499
30-331-260825-401219
30-332-260822-203332
30-435-260902-404194
30-437-260826-203045
30-550-260902-436249
30-554-260826-436243
30-660-260820-415183
30-772-260824-403147
30-777-260821-419160
30-883-260827-401104
30-888-260820-440776

30-101-260815-411331
30-103-260906-204427
30-106-260725-412307
30-106-260822-406357
30-107-260812-201155
30-113-260803-413819
30-217-260903-201256
30-223-260820-414296
30-329-260827-428148
30-331-260817-454030
30-331-260904-404302
30-333-260826-201919
30-436-260812-202270
30-545-260822-201533
30-550-260904-206472
30-555-260902-428003
30-660-260903-204497
30-773-260904-442533
30-878-260902-426064
30-883-260828-401116

30-102-260716-421704
30-104-260821-428418
30-106-260810-412347
30-106-260824-417287
30-108-260901-409733
30-113-260818-415149
30-217-260905-405297
30-223-260821-414305
30-330-260813-433971
30-331-260817-454031
30-332-260802-201811
30-333-260905-203706
30-436-260813-206508
30-550-260831-429422
30-552-260907-204160
30-557-260824-202566
30-662-260821-203553
30-774-260625-202582
30-878-260904-414048
30-883-260828-401117

- 1 この処分不服がある場合は、道路交通法第51条の4第10項及び道路交通法施行令第17条の5第3項の規定により、この公示による納付命令の効力が生じた日（以下「効力発生日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、効力発生日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。